（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八号を次のように改める。

二十八　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

別表中第二十九号から第三十一号までを削り、第三十二号を第二十九号とし、第三十三号から第四十号までを三号ずつ繰り上げる。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四十二号を次のように改める。

四十二　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

別表第二中第四十三号から第四十五号までを削り、第四十六号を第四十三号とし、第四十七号から第四十九号までを三号ずつ繰り上げる。

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第十三条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五号を次のように改める。

四十五　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

別表中第四十六号から第四十八号までを削り、第四十九号を第四十六号とし、第五十号から第五十二号までを三号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十四条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人航海訓練所の項を削る。

別表第二国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十二条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計

別表第二国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項及び国立研究開発法人電子航法研究所の項を削る。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十五条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百号を削り、第百一号を第百号とし、第百二号から第百十一号までを一号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

百十一　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

（電波法施行令の一部改正）

第十六条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十二号を次のように改める。

十二　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

第十五条中第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十三号とし、第十七号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げる。

（小型船舶登録令の一部改正）

第十七条　小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号を第七号とする。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第十九条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」の下に「、独立行政法人海技教育機構」を加える。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十号中「独立行政法人航海訓練所」を「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航海訓練所」に改める。

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二十一条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条の表独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）附則第四条第三項の項を削る。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二十二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十二号中「国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所に係るものに限る」を「総合政策局の所掌に属するものを除く」に改める。

第四条第一項中第四十三号を第四十四号とし、第三十七号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「大臣官房の所掌に属するものを除く」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第八号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

第十四条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十五条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第四項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改める。

第三十条第八号中「国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所に係るものに限る」を「総合政策局の所掌に属するものを除く」に改める。